

「クルーズ船寄港拡大に向けたファムツアー実施業務」

業務仕様書

令和 7 年 11 月
岩 手 県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「クルーズ船寄港拡大に向けたファミツアー実施業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 趣 旨

クルーズ船の寄港は、オプションルツアー等により、観光、ショッピング、土産、食事など、波及する裾野が広く、地域活性化への効果が高いものと期待されることから、岩手県ではクルーズ船の寄港誘致を進めている。

当業務は、外国船社及びランドオペレーターを招請し、県内の港湾機能や背後観光地における自然・文化・食等の魅力を紹介・体感することにより、クルーズ船の寄港拡大及び寄港時のオプションルツアー造成等に向けたファミツアーを実施する。

(2) 業務件名及び数量

「クルーズ船寄港拡大に向けたファミツアー実施業務」一式

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

(4) 予算額

3,315 千円以内（税込）

2 業務内容（仕様）

(1) 「外国クルーズ船社対象ファミツアー」の実施（1泊2日、1回）

宮古港への大型客船の誘致を図るため、県が指定する外国船社（日本支社）を県内に招請するファミツアーについて、下記の業務を行うこと。

ア 船社に対するファミツアー催行に係る手配・アテンド等の業務を行うこと。

イ 寄港地周辺の視察先等の行程案を作成の上、提案すること。

なお、視察先は岩手県内（盛岡～宮古周辺を想定）の特徴ある観光地・体験等の視察先を提案すること。

ウ 船社の招請は1泊2日の行程で、1回実施すること。（2月を予定）

エ 船社の招請人数は、2名を予定していること。

オ 手配・アテンド業務に係る費用については、次の条件を想定して算出すること。

- ・ 国内移動費（東京～岩手間は、新幹線とする。岩手県内は、車両手配及び車両運行をすること）
- ・ 宿泊費
- ・ 飲食費
- ・ 入場・体験料（手配に係る調整費のほか、県・市町村等の同行者分（8名程度を想定）を含む）
- ・ その他費用（障害保険料等）

カ 訪問先等に関するアンケートを作成し、船社からの回答を取りまとめること。※任意様式

(2) 「ランドオペレーター対象ファムツアー」の実施（2泊3日、1回）

寄港時のオプションツアー造成を図るため、国内のランドオペレーターを県内に招請するファムツアーについて、下記の業務を行うこと。

ア ランドオペレーターに対するファムツアー催行に係る手配・アテンド等の業務を行うこと。

イ 寄港地周辺の視察先等の行程案を作成の上、提案すること。

なお、視察先は岩手県内（県南・大船渡・釜石・宮古・久慈周辺を想定）の特徴ある観光地・体験等の視察先を提案すること。

ウ ランドオペレーターの招請は2泊3日の行程で、1回実施すること。（3月を予定）

エ ランドオペレーターの招請人数は、3名とすること。（国内のランドオペレーター3社、各1名ずつが望ましいもの）

オ 手配・アテンド業務に係る費用については、次の条件を想定して算出すること。

- ・ 国内移動費（東京～岩手間は、新幹線とする。岩手県内は、車両手配及び車両運行をすること）
- ・ 宿泊費
- ・ 飲食費
- ・ 入場・体験料（手配に係る調整費のほか、県・市町村等の同行者分（8名程度を想定）を含む）
- ・ その他費用（障害保険料等）

カ 訪問先等に関するアンケートを作成し、船社からの回答を取りまとめること。※任意様式

(3) その他（自由提案）

受託者におけるこれまでの事業実績等を踏まえ、寄港誘致プロモーションの更なる事業展開に繋がる事項があれば、提案すること。※任意様式

(4) 留意事項

ア 当事業の実施にあたっては、県及び県内重要港湾所在の市、関係団体等と連携して実施すること。

イ 当事業が効果的に実施できるよう全体スケジュールを提案すること。

ウ 最終的な視察先等の行程は、県と協議の上、決定するものであること。

エ 実施結果についてまとめた業務報告書を作成し、県へ提出すること。

オ 委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 5部

イ 費用積算内訳書 5部

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職氏名を記載の上、提出すること。※資料4を参照のこと。

(2) 留意事項

- ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- エ 企画提案書はA4の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

- ア クルーズ船の寄港拡大の効果が期待できる内容か。
- イ 寄港時のオプションツアー造成に効果が期待できる内容か。
- ウ これまでの事業実績等を踏まえ、寄港誘致プロモーションの更なる事業展開に繋がることが期待できる内容であるか。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。